

別紙 4

当公園に入園する車輛は、下記の厳守事項及び注意事項を守ること。もし違反した場合は入園許可証を没収し、その車輛については今後、入園許可証の再発行はできません。

### (公園内車輛運行厳守事項)

1. 入園車輛は、ゲートで一時停止を行い警備員の検閲（入園許可証の提示等）を得てから入園すること。
2. 所定の入園時間区分内に所定のゲートから出入すること。業務外の不必要な場所に立ち入らぬこと。
3. 公園内の制限速度は、時速 20 km 以下とする。
4. 横断歩道では一旦停止を確実に行うこと。
5. クラクションは、原則として使用を禁止する。
6. 公園内では歩行者優先とする。
7. 歩行者とすれ違う場合や追い越す場合は、歩行者の行動に注意し、十分減速する。
8. 混雑時には、安全確認がとれるまで停止する。
9. 駐停車中のアイドリングを禁止する。
10. 運転中の喫煙や携帯電話の使用を禁止する。
11. 入園中は、許可証を車輛前方に明示しなければならない。
12. 許可証の有効期限が切れた時は、直ちに返却し必要に応じ更新手続きをとること。
13. 車輛を離れる際には、サイドブレーキを引き、傾斜地等においては車止めを設置すること。

### (公園内車輛運行注意事項)

1. 園内を走行する際は、公園利用者及び諸施設の安全に細心の注意を払うこと。
2. 公園利用者の快適な公園利用を妨げないよう運転及び作業方法に留意すること。
3. 駐、停車の際は、公園利用者の妨げにならないよう配慮すること。